

コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延は、地域経済にも大きな影響を及ぼし、回復基調が見られ始めた地方財政は依然として、財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増加する財政需要に見合う財源が求められており、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国におかれては、令和 4 年度地方税制改正に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出にしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和 3 年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については令和 3 年度限りとするとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長についても更なる延長は断じて行わないこと。
- 4 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると、出産にかかる費用は年々増加し、令和元年度では、正常分べんの場合の全国平均が約46万円、室料差額等を含めた場合では約52万4,000円と、多くの都道府県で、現在の出産育児一時金の支給総額である42万円では賄えない状況となっており、本市を含む神奈川県においても平均出産費用が約56万4,000円に上り、約16万円以上を出産する世帯が負担する状況となっている。

国は、平成21年10月に、平成23年3月までの暫定措置として出産育児一時金を原則42万円に増額し、同年4月にはそれを恒久化、平成27年には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円が1万6,000円引下げられたものの、支給総額については42万円を維持するなど、全国の公的病院における平均的な出産費用の状況等を踏まえた改定を行ってきたとのことだが、公的病院に限った場合でも室料差額等を除いた全国の平均出産費用は令和元年度で44万円を超えており、一時金では賄えない状況にある。

また、産科医療補償制度の見直しにより、令和4年1月にも掛金分の引下げが予定されており、国は、少子化対策の重要性に鑑みて、出産育児一時金の支給総額は維持することとしているが、現状維持では平均出産費用とのかい離は広がるばかりで、経済的負担の軽減を図ることはできない。

一方、令和元年の国内出生数は、前年比5万3,161人減の86万5,239人で、過去最少を記録しており、我が国の重要課題の一つでもある少子化対策の観点から考えても、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、子どもの成長に応じたきめ細かな支援の継続が重要であり、その大事な一手として、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的支援の強化も欠かすことはできない。

よって、国におかれては、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、現状の出産にかかる費用の実態を踏まえた検討を行い、出産育児一時金の引き上げを行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣

意見書案第10号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正等を求める意見書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、平成24年10月1日の施行から9年を迎え、この間、障害者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、障害者虐待の相談・通報件数は増加傾向にある。

さらに国は、同法の障害者福祉施設従事者等による虐待防止等のための措置規定等により、虐待を未然に防止するための体制整備を進めるとともに、令和4年4月には障害者福祉施設や事業所等における従業者への研修実施や虐待防止委員会の設置などを義務化する方針を示すなど、障害者虐待防止を推進している。

一方で、昨年発覚した神戸市内精神科病院における卑劣な虐待事件を始め、医療機関等においては看過することができない痛ましい障害者虐待事件が発生しており、その一因として、医療従事者による障害者虐待が通報の対象から除外されていることが指摘されており、厚生労働省が令和2年に47都道府県と20政令指定都市を対象に実施した調査では、精神科病院で医療従事者による虐待が疑われる事例が平成27年度から令和元年度までの間に72件あったとされているが、実際にはもっと多くの件数であったと考えられている。

しかしながら、多くの従事者は限られた体制の中で精一杯の対応をとっており、様々な状況が想定される医療現場等において、同法に基づく対応は、医療機関等の特性を考慮した上で実施されなければならない。

よって、国におかれては、障害者虐待防止の更なる推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 障害者虐待防止法に規定する虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関等における障害者虐待を加えるとともに、通報者に関する保護を規定すること。
- 2 通報を受けた場合の対応について、市町村等の公平かつ公正な判断による調査が実施されるよう、健全な調査体制の構築を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 1 1 号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 3 年 1 0 月 5 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の廃止を求める意見書

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律いわゆる土地利用規制法が、本年6月16日に参議院本会議で強行採決され成立した。

同法は、防衛施設などの重要施設等の周辺を注視区域及び特別注視区域として定め、これらの区域内の土地等の所有者や利用状況等の調査等を可能とするものであるが、この重要施設には自衛隊の施設だけでなく、政令で定める生活関連施設が含まれることとなっており、発電所や一日10万人以上が利用する駅なども対象となり得る上、当該調査においても土地等の利用者等の情報のうち政令で定めるものの提供を求めることが可能となっており、それぞれ政府の判断でいかようにも拡大される恐れがあり、多くの国民に影響を及ぼすことが懸念されている。

また、同法により定められた区域内の土地等の利用者に対して利用中止等の勧告や命令を出し、それに応じない者に対し刑罰を科することとなっているにも関わらず勧告等の対象となる機能を阻害する具体的な行為については、同法には明記されておらず、罪となるべき行為は法律に明示されなければならないとする罪刑法定主義の原則にも反している。

これらは、安全保障のために国民の権利を制限しようとするものであり、憲法に定められた個人の尊厳やプライバシーの権利、思想信条の自由、土地の所有者の財産権等の基本的な人権の侵害などにつながる可能性がある。

よって、国におかれては、日本国憲法が保障する人権を侵害する恐れのある土地利用規制法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

防衛大臣

意見書案第12号

高齢者における医療費窓口負担割合を2割とする改正高齢者医療確保法の
廃止等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

令和3年10月5日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

高齢者における医療費窓口負担割合を2割とする改正高齢者医療確保法の
廃止等を求める意見書

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正高齢者医療確保法が、本年6月4日に参議院本会議で強行採決され成立した。

本改正は、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、被保険者の後期高齢者のうち一定の所得基準以上のものに対する医療費窓口負担割合を1割から2割へと見直すというものであるが、国民がコロナ禍における様々な経済的困難に直面している状況の中、高齢者への更なる負担増大は受診控えを招き、必要な受診機会を奪うことにつながると指摘されている。

政府は、今回の見直しに当たって、現役世代の負担を軽減することが最も重要な課題であると強調しているが、本改正に伴う令和7年度の給付費全体の軽減効果とされる年間約2,190億円のうち、現役世代が負担している後期高齢者支援金は約830億円と試算されており、これは現役世代の負担を1人当たり月額30円程度軽減することにしかならず、最も削減されるのは国や自治体が負担している公費約1,140億円だと試算されている。

また、我が国における富裕層等の世帯数及び純金融資産保有額は、過去10年にわたって増加傾向にあり、令和元年度の推計では、世帯数約133万世帯、純金融資産保有額は333兆円に上ったと報じられているが、こうした富裕層等に応分の負担を求め、高齢者を含む全世代に対する社会保障の拡充と負担軽減、生活支援に向けた政策こそ実施すべきである。

よって、国におかれては、必要な医療の確保を図るため、高齢者の受診機会を奪う改正高齢者医療確保法を廃止するとともに、少子高齢化社会における今後の医療保険制度を維持するため、富裕層等への応分負担を求める政策を実施されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣